

令和 8 年度当初予算編成方針

(県財政の現状認識)

本県の財政状況は、今年度については、県税収入は当初見込みを概ね確保できる見通しであるものの、当初予算において財政調整のための基金を 110 億円取り崩して対応していることから、予算の執行段階における工夫等あらゆる方策を講じて基金取崩しの抑制に努める。

来年度については、県内経済は持ち直しの動きが続く一方で、物価高騰や米国の通商政策の影響などのリスク要因もあり、県税収入の動向が定かでないこと、高齢化等による社会保障関係費の増加に加え、昨今の経済情勢の変化等による人件費、公債費などの増加や、防災・減災対策の強化等に伴う建設事業債残高の増加により財政構造がより一層硬直化すること、国の予算・制度の見直しの影響や地方財政対策の動向によっては、厳しい財政運営を強いられることも懸念される。

なお、一定の仮定の下では、別紙 1 のとおり 110 億円を超える収支差が生じる試算となっており、歳入歳出の両面にわたり財源確保に取り組み、収支差の圧縮に努める。

第 1 予算編成に当たっての基本的考え方

1 基本姿勢

人口減少など時代の大転換期を迎える中、対話と共創に努め、県民起点・現場重視で、確かな暮らしを守り、ゆたかな社会を創るとの強い意思を持ち、職員相互に協力して予算を編成する。

(予算編成における留意点)

次の点について特に留意し、成果の上がる事業の構築に全庁を挙げて取り組む。

- (1) 事業目的や成果目標を明確にし、執行を具体的にイメージしつつ、中長期的な展開も見通しながら、成果にこだわりを持つとともに、統計・業務データ等を活用し客観的な証拠に基づいて、事業を構築する。
- (2) 政策評価や事業点検、事業実績、決算等を踏まえ、成果目標に対する進捗状況や課題の分析を行い、より効果的な施策となるよう見直しを行った上で、事業を構築する。
- (3) ジェンダー主流化の視点を幅広い事業で反映する。
- (4) 人口減少下にあっても、多様化・複雑化する課題に対し、効果的・効率的に対応できるよう、全ての事業・業務で AI・デジタル、先端技術を積極的に活用する。
- (5) 事業費の積算に当たっては、実績を踏まえた適正な労務単価や資材価格等を考慮するなど、賃金・物価の状況を適切に予算額に反映し、公共調達における価格転嫁を図る。

2 重点項目

しあわせ信州創造プラン 3.0 の着実な推進に向け、以下の項目に重点的に取り組む。

- (1) 生産性向上、人材確保等を通じた産業競争力の強化
産業競争力の強化を図るため、徹底したDXや多様な人材の労働参加など、生産性の向上、人材確保等の取組を推進する。
- (2) 賃上げ促進、福祉的支援の充実等による家計可処分所得の向上
家計可処分所得の向上に向け、持続的な賃上げ環境の整備を促進するとともに、生活にお困りの方に対する相談体制や就労支援等の充実を図る。
- (3) 農地、人材等の総合的な改革による持続可能な農業の実現
将来にわたって農畜産物が持続的に生産され、県民の生活に不可欠な食料を安定的に確保・供給できるよう、担い手確保、生産性向上のための取組や、生産基盤である農地の集積・集約化等を推進する。
- (4) 宿泊税を活用した満足度の高い観光立県の実現
満足度の高い観光立県の実現に向け、宿泊税制度の開始を契機として、観光コンテンツの充実、観光客の受入環境整備、観光振興体制の充実などを図る。
- (5) 一人ひとりに合った学びの実現など教育、子育ての更なる充実
一人ひとりに合った学びの実現や、子どもや子育てを支える環境づくりなど、教育、子育ての更なる充実を図る。
- (6) 病院の役割分担と連携強化による安心・安全な医療提供体制の構築
人口減少等により地域の医療ニーズが急速に変化する中で、限られた医療資源を有効に活かせるよう、病院の役割分担と連携強化を進め、安心・安全な医療提供体制の構築を図る。
- (7) 公共交通の維持・発展と公共ライドシェア等を活用した移動利便性の向上
持続可能な地域公共交通の実現に向け、行政の主体的関与による交通ネットワークの構築・維持、運転手等の担い手確保、地域の多様な輸送資源を活用した利便性の向上のための取組を推進する。
- (8) 新たなゼロカーボン戦略の具体化による脱炭素社会の実現
温室効果ガス排出量削減目標の達成に向け、新たなゼロカーボン戦略を踏まえた、徹底的な省エネルギー化や再生可能エネルギーの普及、気候変動への適応等を推進する。
- (9) 「伝わる広報」への質的転換の推進
県民に伝わる広報への質的転換に向け、あらゆる分野で事業構築段階から一貫して受け手視点に立ち、ターゲットや県民に届けたいことの明確化、媒体・手法の最適化等に取り組む。

3 持続可能な行財政基盤の構築

社会のデジタル化の加速や気候変動による災害の頻発化、脱炭素社会の構築に向けた世界的な取組の進展など、社会情勢は急速に変化している。また、本格的な人口減少時代を迎え、財源や人的資源などの行政経営資源が大きく制約される中でも、多様化・複雑化する行政課題に対応していくことが求められる。こうした社会変化に的確に対応しつつ、しあわせ信州創造プラン 3.0 を着実に推進するため、長野県行政・財政改革方針 2023 に基づき、歳入確保や選択と集中の強化、デジタル技術の徹底活用、将来世代への過度な負担の抑制等に取り組む。

(1) 歳入確保の取組強化

クラウドファンディング型のふるさと信州寄付金「ガチなが」や企業版ふるさと納税、ネーミングライツや広告収入の更なる拡大、制度開始予定の宿泊税の適正な運用など、多様な主体との協働・共創を強く意識しつつ、新たな歳入確保に取り組む。

また、他の地方公共団体で実施している取組については、本県においても積極的に導入を検討する。

(2) 選択と集中の強化、デジタル技術の徹底活用

人的資源の制約も踏まえ、徹底した事務・事業の見直しにより優先度が高い施策・事業への重点化を図り、新規事業の実施や既存事業の拡充を行う場合には、同規模の事業や業務量を削減するなど、スクラップアンドビルドを徹底する。

特に、主要施策の事業構築にあたっては、関連する既存事業を含めた事業の見直しを行う。

また、職員提案による業務見直しやBPR（業務改革）の取組を踏まえ、デジタル技術を活用した効率化や事務の集約化・外部化等を推進し、業務の省力化と内部管理経費の節減を図る。

(3) かえるプロジェクトの推進

組織風土改革「かえるプロジェクト」を推進し、担当者や現場の意見を重視した業務見直しや、DX・ペーパーレス化及びそれに伴うプリンタの削減、共通業務の集約化等、全庁を挙げて業務効率化に取り組む。予算への反映を含め、具体化を進めることにより、職員の多忙感の解消と時間外勤務の縮減、明るく前向きに働ける職場づくりを進める。

(4) 将来世代への過度な負担の抑制

度重なる災害対応や防災・減災対策の積極的な推進等により、建設事業債残高が増加していることに加え、県立高校の再編整備等も予定されていることから、フローとストック両面での管理を強化し、将来世代に負担を先送りしない県政運営を進める。

① 投資的経費は「造る」から「直す」ことに重点化を図り、事業実施の「妥当性」と「優先度」を評価する公共事業評価を通じた新規事業箇所の厳選や、インフラの予防保全への転換を着実に進めるとともに、投資的経費の平準化も踏まえながら、中長期的な見通しを持って、建設事業債の発行を可能な限り抑制する。

② 県債を発行する場合には、脱炭素化推進事業債や防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債など、交付税措置のある県債を積極的に活用する。

③ 臨時財政対策債については、国に対し早期の廃止と持続可能な地方財政制度の確立を強く求める。

(5) 社会保障関係費の適正化

県民の健康保持の推進、適切な受療行動の促進、効率的・効果的な医療・介護サービス提供体制の構築支援等の取組を進め、県民の健康寿命の更なる延伸と医療費、介護給付費などの社会保障関係費の適正化を図る。

(6) 県・市町村の連携・協働による行政体制の最適化

人口減少が急速に進む中、住民に必要な行政サービスを継続的かつ安定的に提供するため、事務の共同化など県・市町村の連携を強化し、行政体制の最適化を図る。

第2 予算編成における具体的取組

1 歳入に関する事項

- (1) 県税については、国の税制改正や景気、課税客体等の動向を的確に把握するとともに、収入歩合の向上に努める。
- (2) 国庫支出金については、国の予算編成の動向を注視して必要なものは必ず取り入れる。ただし、国庫支出金を活用する場合にも県の負担があることを十分勘案する。また、県の負担が生じない場合であっても、事業の妥当性を適切に見極めた上で活用する。さらに、地域の実情に即した制度設計や運用の改善を積極的に国に提言するとともに、県を経由する必要性がないものや超過負担が生じているものについては、実態を十分に把握した上で国に是正を働きかけるなど、その解消に努める。
- (3) 建設事業債については、残高が増加する見込みであることや、金利上昇による公債費負担の増加も踏まえ、将来負担の軽減と世代間負担の公平性の観点から、投資的経費を厳選した上で活用する。
- (4) その他、県有施設の利用率の向上、物価・賃金の動向を踏まえた使用料・手数料の新設・改定や減免規定の見直しによる受益者負担の適正化、未利用県有地の売却を始めとする県有財産の有効活用、ネーミングライツや広告収入などの対象拡大、貸付金等の未収金の縮減、クラウドファンディング型を含めたふるさと納税の促進、基金の効率的な運用による運用益の確保等により、歳入の確保に努める。

2 歳出に関する事項

- (1) しあわせ信州創造プラン 3.0 の地域計画・地域重点政策の推進に向け、地域振興局をはじめ現地機関からの提案・意見等の予算への反映に努める。
- (2) 各経費の見積りに当たっては、実勢を踏まえた適正な価格により積算を行うとともに、事業の実施見込みが過大とならないよう、事業の実施主体や現地機関から実施計画等を十分に聞き取り、事業量を適切に見込む。特に、執行率が低い事業については、要因を分析し、事業内容の見直しや廃止を含め検討する。また、繰越しが常態化していないか、あるいは、予算執行が年度末など特定の時期に集中していないかなど、毎年度の執行状況を的確に把握し、事業効果が適切な時期に発現するよう、予算執行の年間計画を予め定めるなど工夫する。
- (3) 社会インフラ（庁舎、学校、病院、福祉施設や道路・橋梁等）については、頻発・激甚化する自然災害を踏まえ、防災・減災事業に重点を置き、当面、新規の県有施設の建設は行わないことを原則とする。既存の県有施設については、県として保有・運営すべきか施設のあり方を根本から検討し、その方向性を踏まえた上で、市町村や関係部局との連携による管理事務の集約化や共同利用、PPP/PFIなど民間の資金やノウハウを活用した効率的・効果的な施設管理を進め、維持管理経費等を適正化する。また、県民の利便性にも配慮しながらできる限り長期間有効に活用するため、「施設の中長期修繕・改修計画」に基づき、施設の長寿命化、省エネルギー化、ユニバーサルデザイン化などに計画的に取り組む。
- (4) 2050 ゼロカーボン達成のための「第6次長野県職員率先実行計画」に基づき、県有施設における気候変動対策を強力に推進する。

具体的には、可能な限り再生可能エネルギーの導入を進めるとともに、施設の新築・改築、修繕・改修に当たっては、消費エネルギーの削減（新築・増改築に

当たっては基準一次エネルギー消費量の50%以上削減（Z E B Ready 相当以上）にも最大限配慮しながら工事内容を検討し、Z E B 化を推進する。また、空調設備やエレベータ等の更新に当たっては省エネルギー型に転換するとともに、引き続き、照明設備のL E D 化を推進する。

- (5) 国の外郭団体や県の財政援助団体等への補助負担金等については、当該団体の財務状況、県やその他関係団体等との役割分担などを踏まえて必要性を十分検証し、経営改善に向けた計画的な取組を促すとともに、当該団体の理解を得ながら必要な見直しを行う。
- (6) 県単独補助金については、その必要性や妥当性を抜本的に検討し、国庫補助金への任意上乗せの廃止や補助率の引下げ等に取り組む。また、協議会等への負担金については、繰越金・積立金の状況等を踏まえ休止・縮減を協議会等に要請する。
- (7) イベント・啓発事業については、その対象や県内外への波及効果を見極め、廃止・縮小や民間との協働実施、紙媒体からインターネット活用への移行等を検討する。
- (8) 行政の簡素化・効率化、民間企業等の事業拡大・雇用創出を図るため、サービス水準の維持・向上に配慮しつつ、コストや導入効果を踏まえ、民間企業等への委託を積極的に推進する。
- (9) 備品・消耗品等の購入やリースに際しては、環境に配慮した物品を選択するよう努める。特に、公用車の更新に当たっては、原則としてE V（電気自動車）に転換するとともに、特殊車両等についても環境性能の高い車種・モデルへの転換を原則とする。
- (10) 令和5年度から実施の地方公務員の定年の段階的引き上げに係る影響を適切に反映する。
- (11) 事業の検証・見直しを定期的を実施するため、新規事業には、達成目標及び実施期間（原則3年以内）を適切に設定する。

3 その他特に留意すべき事項

- (1) 事業改善シートで成果指標や目標値を明らかにすること、事業名をわかりやすくすることなどにより、予算に関する情報を県民や市町村、関係団体等と共有し、説明責任を果たすよう留意する。また、実施事業の効果を十分に検証し、効果が不十分な場合には事業の見直しを的確に行う。
- (2) 規制改革の一層の推進や税制措置など、新たな予算措置を伴わない様々な手段についても検討する。
- (3) 特別会計については、一般会計と同様に必要性・緊急性等を十分検討し、効率的な事業執行に努めることにより、一般会計からの繰出金の節減を図る。
- (4) 債務負担行為については、その必要性・妥当性や設定内容が適切かどうかなどを十分精査し、最小限のものとする。特に、県の財政援助団体等に対する債務保証及び損失補償については、過度な県民負担につながらないように留意する。
- (5) 国・県の制度変更等について、市町村等と情報を共有する。経費負担の変更を伴うものについては、市町村等と十分な調整を行うなど適切な対応に努める。

第3 予算要求方法等

1 要求基準

上記を踏まえ年間所要額を見積り、別紙2により要求する。

なお、予算要求時における見直しと予算執行時における工夫及び節減を促進するため、新たな増収又は歳出削減に伴う財政効果額を上限に、別途定めるところにより見直しインセンティブとして要求上限額に上乗せして要求することができる。

2 部局長のリーダーシップ

各部局長は、所属する職員や現地機関の意見を踏まえ、業務量の負担にも配慮しながら、強いリーダーシップを発揮して人材・資産・財源を総合的にマネジメントし、これまでの取組の成果や課題を徹底検証した上で、事業を厳選して要求する。

特に、部局長裁量経費については、部内課室又は各事業に一律のシーリングを設定するのではなく、物価や賃金の動向を踏まえ、適正な経費を見積もった上で、事業見直しや歳入確保により財源を捻出し、重要施策への重点配分を行うなど、メリハリの効いた予算要求を行う。

3 予算編成プロセス・作業の効率化

質の高い予算編成と職員の負担軽減を目指し以下に取り組む。

- (1) 知事査定をはじめとする予算協議プロセスを円滑化・効率化するため、部局長のリーダーシップの下、協議事項の重点化やトップマネジメント層との早期からの方向性の擦り合わせなどに取り組む。
- (2) 組織風土改革「かえるプロジェクト」を踏まえ、予算編成の意義・目的、心構えなどをまとめた「虎の巻」を活用し、時間外の予算協議の原則不実施（やむを得ない場合は、所属長の了承を得て実施）、徹底したペーパーレス化などにより、効率的に予算を編成する。
- (3) 担当者は自らが県政・組織を変えるという意識を持ち、主体的に事業構築に参画するとともに、上司はフラットかつ自由闊達に議論できる風通しの良い職場の雰囲気づくりに努め、特に若手職員や現場の意見の積極的な反映を心掛ける。

第4 予算編成日程（予定）

おおむね次のとおりとする。

・ 予算見積書提出期限	別途通知する日
・ 要求概要の公表	12 月中
・ 知事査定	1 月下旬
・ 当初予算案決定・公表	2 月上旬

令和8年度一般会計財政見通し
(令和7年10月仮試算)

○試算の考え方

- (歳入) 地方財政対策において、一般財源総額はR7と実質的に同額が確保されるものと仮定。
- (歳出) 人件費、公債費は所要額。社会保障関係費は自然増等を考慮。その他の経費は、R7当初と同額を基本としつつ、国の「第1次国土強靱化実施中期計画」の活用等の特殊要因を考慮。
- ※現時点での機械的試算であり、国の予算や地方財政対策の動向等により変動する。

単位:億円

歳 出		歳 入	
10, 888<6, 734>		10, 778<6, 624>	
削減が困難な経費	義 務 費 3, 960<3, 417> (人件費、公債費、扶助費)	県税・地方交付税・ 臨時財政対策債等 6, 503<6, 503>	
	社会保障関係費 1, 193<1, 193>		
	その他義務的な経費 2, 621<1, 370> 〔税市町村交付金、中小企業融資制度資金 災害復旧費、県税還付金 など〕	建設事業債 1, 059<0>	その他歳入 3, 216<121> 〔国庫支出金、使用料・手数料、諸収入 など〕
政策的経費	その他行政費 3, 114<754> 〔公共事業費、施設運営費、事業補助金 など〕	収支差 110+α	

※〈 〉は純一般財源

予算編成の過程において、
事業見直しや歳入確保により対応

令和 8 年度当初予算要求基準

区 分	予算要求の考え方
義務費	
人件費	・ 毎年度の執行状況を踏まえ精査の上、所要額を要求
扶助費	・ 法令によるものについては、年間経費を的確に見込み所要額を要求 ・ 県単独の事業については、県の果たすべき役割や後年度負担等について検討し、制度を見直した上で必要最小限の額を要求
公債費	・ 県債発行方法の工夫等を図りながら所要額を要求
準義務費	・ 法令によるものについては、年間経費を的確に見込み所要額を要求 ・ 私学助成などの別指定経費については、県の果たすべき役割や後年度負担等について検討し、制度を見直した上で必要最小限の額を要求
経常事務費	・ 財政課が示す標準額の範囲内で、執行状況を踏まえた費目・節に配分の上、要求
臨時経費	・ 主要建設事業、大規模イベントなどの別指定経費等について、令和 8 年度に実施する必要性・緊急性等のある事業に限定し、財政課に協議の上、必要最小限の額を要求
部局長裁量経費	・ 県の果たすべき役割や事業効果・必要性等を精査し、各部局長の判断と責任により令和 7 年度当初予算額の範囲内で要求
地域振興局長裁量経費	・ 「地域発 元気づくり支援金」は、見直しの状況を踏まえ、所要額を要求 ・ 「地域振興推進費」は、地域における県の果たすべき役割や取組の効果・必要性等を精査し、令和 7 年度当初予算額の範囲内で要求
行政・財政改革推進経費	・ 行政・財政改革の推進に資する取組について、その財政効果額を踏まえ所要額を要求
しあわせ信州創造経費	・ 信州未来共創戦略の実現に向けた取組及び新時代創造プロジェクト（分野横断で全庁的に対応すべき課題その他、新時代創造プロジェクトに準ずる重要な県政課題への対応を含む）の中核をなす事業で知事が指定するものについて、所要額を要求（別途指示）
公共事業費等	・ 補助公共事業費については、国の動向を注視しながら、適正額を要求 ・ 県単独公共事業費については、公共事業評価を踏まえた上で事業個所を厳選し、令和 7 年度当初予算額の範囲内で要求 ・ 国直轄事業負担金については、国の動向を注視しながら、適正額を要求 ・ 災害復旧費については、過去の実績等を勘案し、所要額を要求

※ 要求の上限は、一般財源（県債を含む。）計上額とする。

※ 制度の見直し等による新たな増収又は歳出削減に伴う財政効果額を上限に、別途定めるところにより見直しインセンティブとして部局長裁量経費の要求上限額に上乗せして要求することができる。

※ 各経費とも、国の予算や制度、地方財政対策等が未確定な段階にあることから、これらの動向如何によっては、予算編成過程において弾力的対応を行う。